

返戻金制度について

株式会社YEP. sの職業紹介により入社した求職者が6ヶ月以内に自己都合を理由として退職した場合、職業紹介手数料として徴収した成功報酬について、表①のとおり返金いたします。ただし、求職者や求人者に調査した結果、求職者に対する処遇や労働条件等が労働契約の内容に異なることを理由とする退職はこの限りではありません。

なお、求人者の都合による解雇もしくは、当該採用者の死亡等、不測の事態による退職の場合、上記の報酬返還は適用されない。

入社日から退職日までの日数に応じ払戻金の割合(表①)

入社日から退職日までの日数	払戻金の割合
1ヶ月以内	手数料 80%相当額
1ヶ月を超え2ヶ月以内	手数料 50%相当額
2ヶ月を超え6ヶ月以内	手数料 10%相当額

- (注1) 職業紹介手数料として徴収した成功報酬は、消費税を含んでいることから、表①の払戻金の割合に基づき算出された返金額については、消費税を別途加算いたしません。
- (注2) 払戻金の割合に基づき算出された返金額について、小数点以下は切り捨ていたします。
- (注3) 返戻金制度に該当する場合は、退職日から30日以内を必着として、入社日、退職日、退職した理由がわかる書類及び請求書を弊社に送付してください。(退職日から30日を超えて請求書が送付された場合は払戻金の対象外とさせていただきます)求職者や求人者に必要な調査をしてから返金いたします。
- (注4) 弊社からの返金後は領収書の送付をお願いいたします。
- (注5) 上記払戻金について、契約書等を別途定めた場合は、当該契約書等の定めによるものといたします。

許可番号 23-ユ-302556

事業所の名称 株式会社YEP. s

事業所の所在地 愛知県豊田市若林西町塚本 85 番地 1